

第6期 新得町障がい福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

新得町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	法令の根拠	1
2	趣旨及び目的	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	2
5	対象とする障がいのある人の範囲	3
6	計画の構成	3
7	計画の推進体制	3
第2章	新得町の状況	5
1	障がい者の状況	5
2	障がい福祉サービス提供事業所の状況	11
第3章	基本計画（障がい者計画）	12
1	基本理念	12
2	基本原則	12
3	計画の体系	13
4	施策の方向と主要施策	20
①	差別の解消及び権利擁護の推進と相互理解並びに虐待の防止	20
②	安心・安全な生活環境の整備	22
③	情報アクセシビリティと意思疎通支援	24
④	防災・防犯体制の推進	26
⑤	行政等における配慮の充実	28
⑥	保健・医療の推進	29
⑦	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	30
⑧	教育の振興	33
⑨	雇用・就業・経済的自立の支援	35
⑩	文化芸術活動・スポーツ等の振興	37

第4章 実施計画（障がい者福祉計画・障がい児福祉計画）	39
1 計画の内容	39
2 令和8年度の成果目標	39
3 整備見込量	41
4 サービス見込量	42

資料編

障がい者条例	59
障がい者条例施行規則	67
手話に関する基本条例	72
用語解説	74
新得町障がい福祉計画策定委員会設置要綱	77
新得町障がい福祉計画策定委員会委員名簿	79
アンケート調査の結果について	80

■本計画における「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、法令や国および地方公共団体の事業名、または団体名など固有の名称については、「障害」と表記し、それ以外を原則として「障がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 法令の根拠

『第6期新得町障がい福祉計画』は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

2. 趣旨及び目的

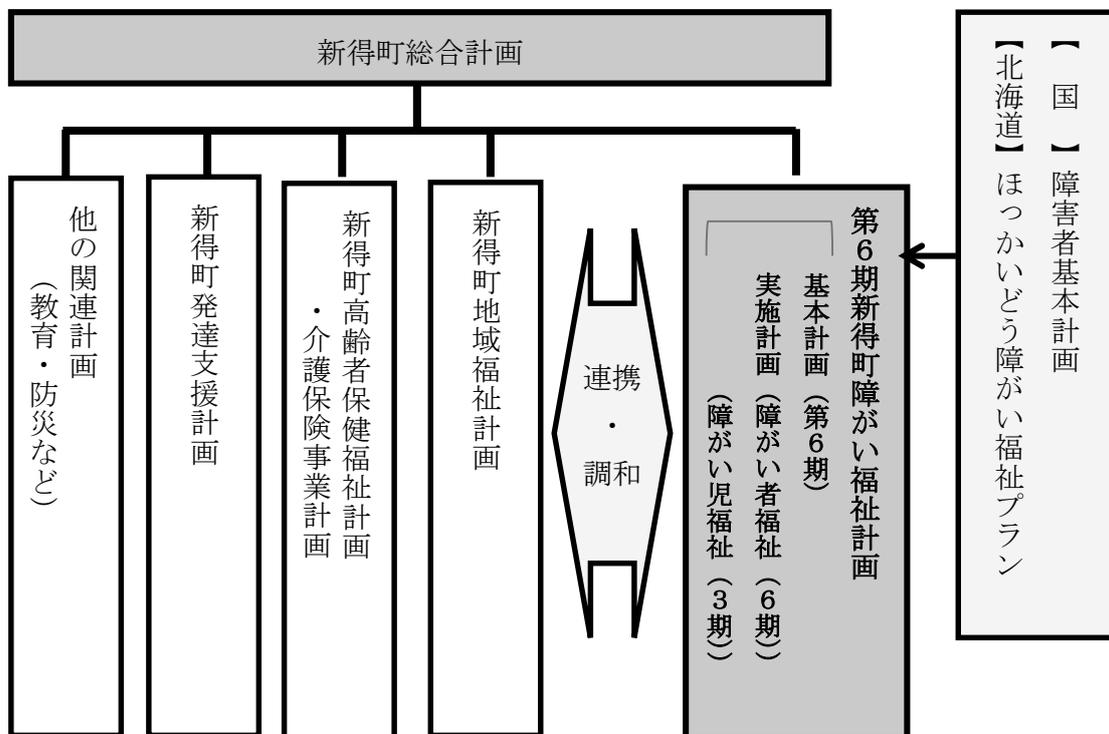
本計画は、令和3年3月に策定した「第5期新得町障がい福祉計画」が令和5年度末で満了となることから、国の制度や法令の改正並びに障がいのある人に対する施策を踏まえるとともに、平成28年4月1日に施行した「障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例」（以下「町障がい者条例」という。）の理念に基づき、今後の障がい福祉サービス等の課題やニーズに対応した施策等を展開するため、新たに策定するものです。

本町においては、「障がいがある人もない人も一人ひとりが尊重され、ともに生き、ともに参加し、ともに地域で安心して暮らすことができる福祉のまち」を目指し、本町における障がいのある人に対する基本的施策や、具体的な推進方策及び達成すべき障がい福祉サービスの目標等を明らかにします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本計画」及び「北海道障がい者福祉計画」などと整合性を図り、本町行政の基本指針である「第8期総合計画」における障がい施策分野に関する個別計画と位置づけるとともに、施策に関する部門別計画としての「第3期新得町地域福祉計画」や「新得町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期計画）」など、保健福祉関連の個別計画とも連携、調和を保ち、障がい者福祉を推進するための基本理念や考え方、施策の方向を定めるものです。

図 計画の位置づけ



4. 計画の期間

第6期障がい福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化などがあつた場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。また、令和9年度に中間評価を行う予定です。

図 計画の期間

	計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10～	
国	障害者基本計画	第4次 (H30～R4)		第5次 (R5～R9)				第6次		
北海道	北海道障がい者基本計画	第2期 (H25～R4)		第1期ほっかいどう障がい福祉プラン						
	北海道障がい福祉計画	第6期 (R3～R5)			(~R11)					
新得町	総合計画	第8期 (H28～R7)				第9期				
	地域福祉計画	第3期 (R3～R7)				第4期				
	障がい福祉計画	第5期 (R3～R5)			第6期 (R6～R10)					

5. 対象とする障がいのある人の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人となります。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

6. 計画の構成

本計画は、基本計画として障がい者計画、実施計画として障がい者福祉計画と新得町障がい児福祉計画で構成します。

7. 計画の推進体制

本計画は、町民、関係団体、施設、ボランティア、企業、障がいのある人、そして行政がそれぞれ主体となり、役割を果たしつつ、連携を図りながら地域ぐるみで推進するものです。

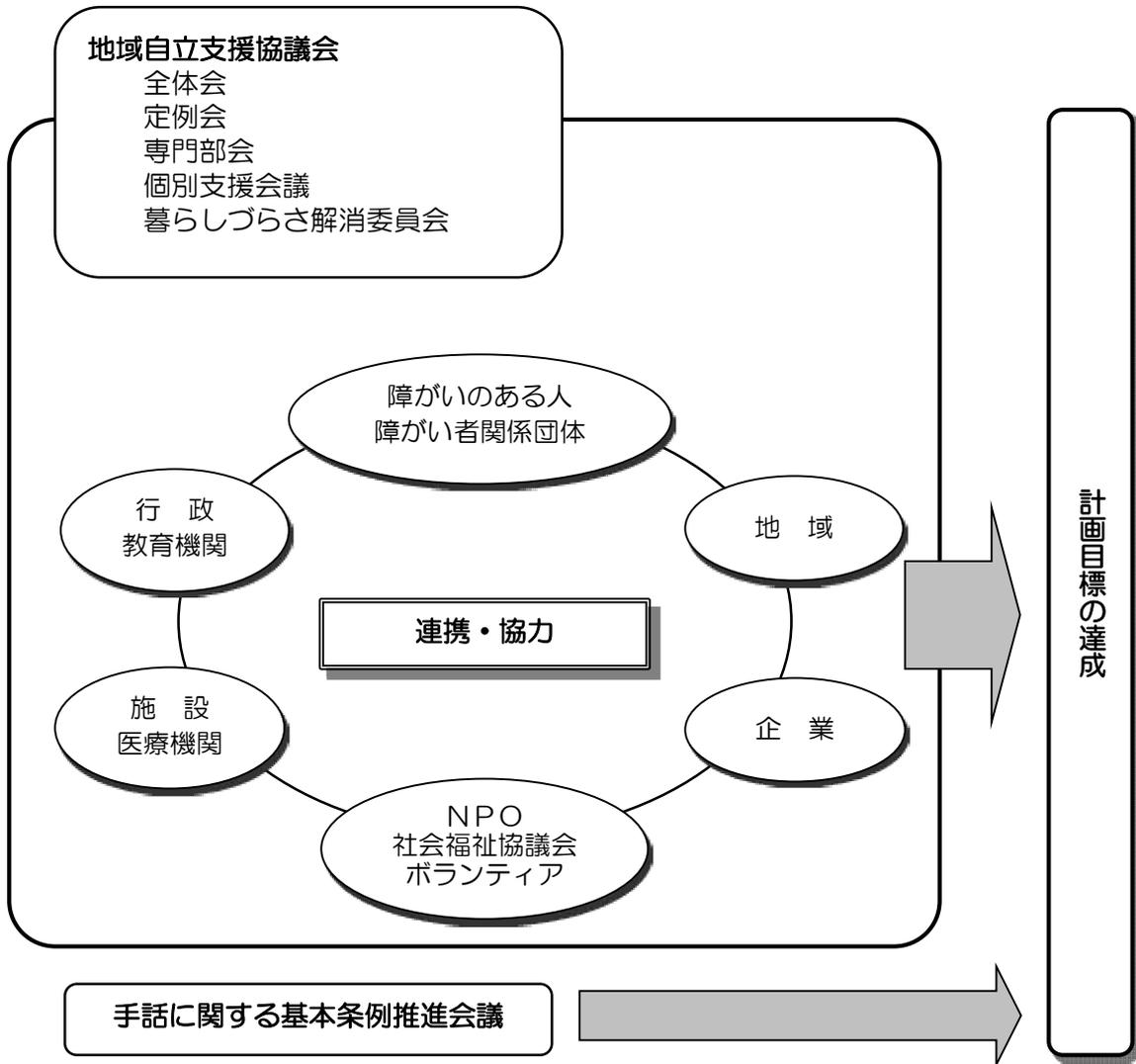
また、計画の推進・進捗状況については、調査や分析を行い、その結果を「地域自立支援協議会」において、意見聴取をするとともに評価を受けるものとします。

■推進体制

住民や企業等の社会の構成員は、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいや障がいのある人を正しく理解し、ボランティア活動、障がい者雇用などに自主的、主体的に取り組めます。また、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、ボランティア団体には、地域で障がいのある人をサポートするけん引役として、きめ細やかな対応と活躍が期待されています。障がいのある人自身は、地域社会の一員として、本人が持っている能力を活用しながら、自主的・主体的に地域社会の活動等に参加します。

また、町障がい者条例の制定（平成28年4月1日施行）に伴い、地域自立支援協議会内に新たに設置された「暮らしづらさ解消委員会」や手話に関する基本条例の制定（平成26年4月1日施行）に伴い設置された「手話に関する基本条例推進会議」といった関連する委員会や会議とも連携をして計画を推進していきます。

■本計画の推進体制フロー図（イメージ）



地域自立支援協議会とは

町障がい者条例の理念を推進するために設置されています。活動内容としては、地域自立支援協議会の各構成会議において、障がいに関する地域の課題や個別のケースについて関係者が集まって情報共有・協議をしています。また、協議された事項などについて、具体的に地域として取り組んだり、町へ提案していくことを目的としています。

第2章 新得町の状況

1 障がい者の状況

(1) 新得町の障がい者の状況

令和3年1月現在の本町の65歳以上人口の構成比は37.9%と、北海道の比率より高い数値となっています。

また、障がい者手帳所持者数は、身体障がい者が397人、構成比6.8%、知的障がい者は84人で構成比1.4%と、北海道に比べ高い水準となっており、精神障がい者については30人、構成比0.5%で、北海道より低い水準となっています。(表1)

表1 新得町の障がい者の状況

(人口令和3年1月1日現在 単位：人、手帳令和4年3月31日現在 単位：%)

区 分		北海道		新得町	
		人 口	構成比 (%)	人 口	構成比 (%)
人口・世帯数	総人口	5,228,732	100.00	5,835	100.0
	65歳以上人口	1,668,858	31.9	2,209	37.9
	世帯数	2,795,571	-	3,228	-
障がい者数 (手帳所持者)	身体障がい者数	290,155	5.5	397	6.8
	知的障がい者数	68,501	1.3	84	1.4
	精神障がい者数	56,916	1.1	30	0.5

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者手帳所持者数は減少傾向であり、令和5年3月末現在で383人となっていますが、近年は高齢の方が肢体不自由となり、手帳を所持する例が増えています。(表2)

部位別に見てみると、肢体不自由が最も割合が高く、次いで聴覚・平衡機能となっていますが、本町は町内に聴覚障がい者施設があることから、聴覚障がい者数が多い傾向があります。(グラフ1)

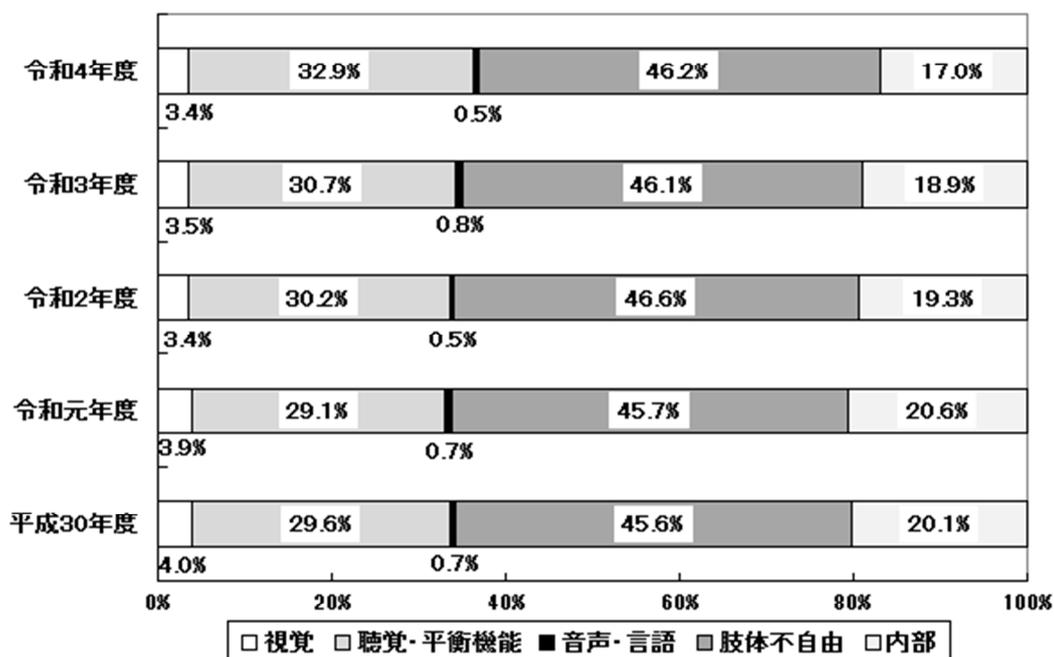
表2 部位別身体障がい者数の推移

(各年度末現在 単位：人)

障がいの部位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	18	17	14	14	13
聴覚・平衡機能	131	126	125	122	126
音声・言語	3	3	2	3	2
肢体不自由	202	198	193	183	177
内部	89	89	80	75	65
合計	443	433	414	397	383

グラフ1 身体障がいの部位別割合

(各年度末現在)



また、身体障がい者手帳には障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までの等級の区分があります。等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。

令和5年3月末現在の身体障がい者手帳所持者数を級別に見てみると、いわゆる重度と言われる1級、2級の割合が、視覚、聴覚、内部障がいが大きくなっています。（表3、グラフ2）

表3 級別身体障がい者数の状況

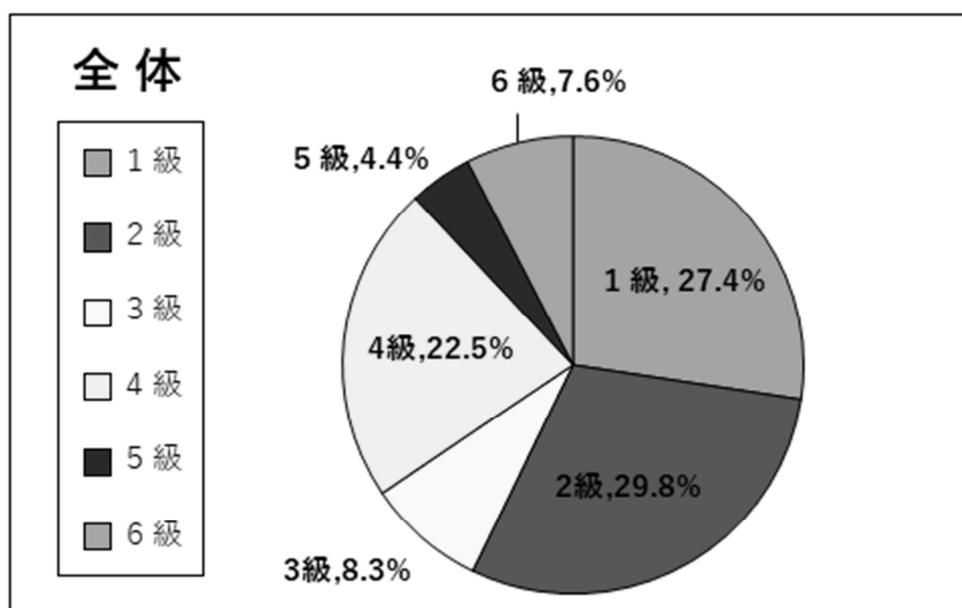
（令和5年3月31日現在 単位：人）

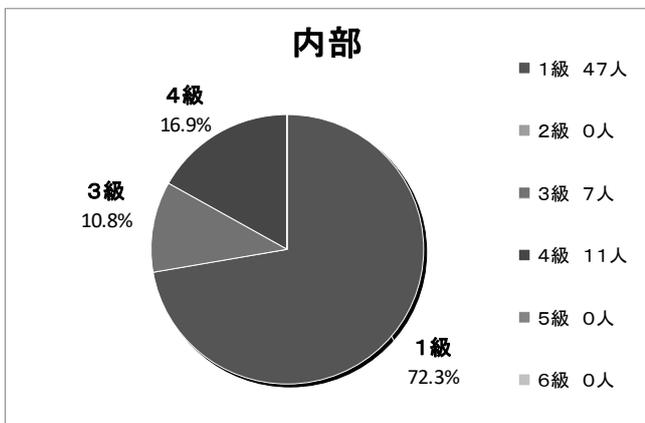
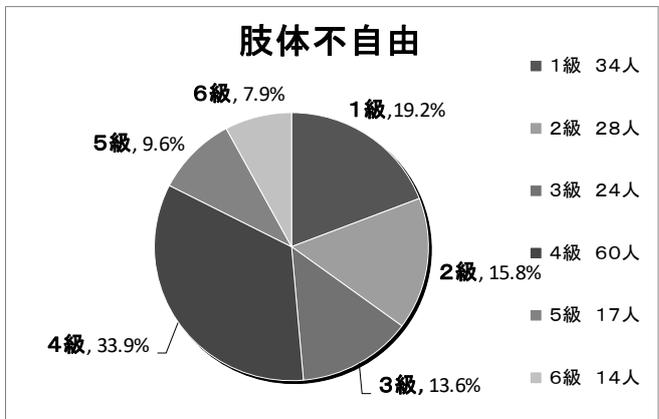
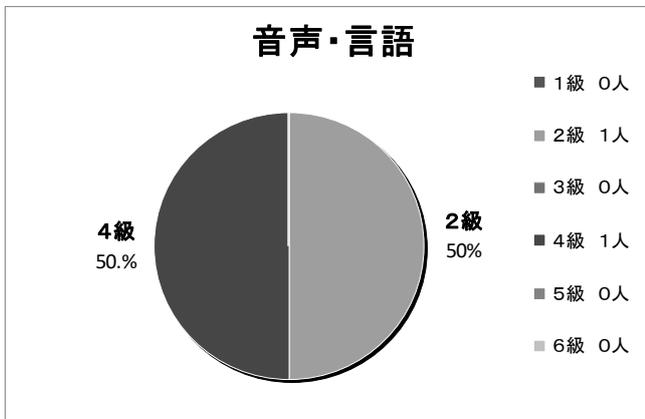
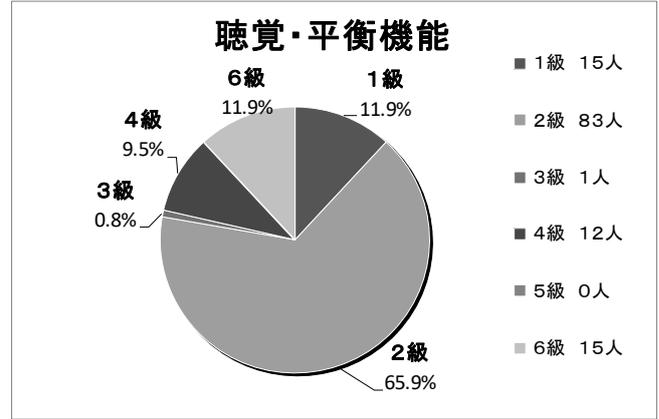
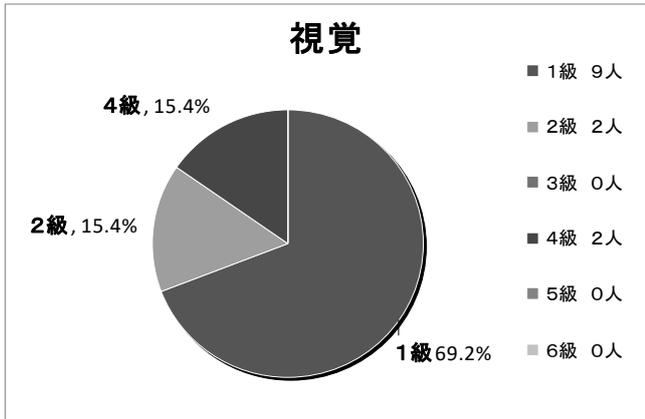
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	9	2	0	2	0	0	13
聴覚・平衡機能	15	83	1	12	0	15	126
音声・言語	0	1	0	1	0	0	2
肢体不自由	34	28	24	60	17	14	177
内部	47	0	7	11	0	0	65
合計	105	114	32	86	17	29	383

※町内に聴覚障がい者施設があるため「聴覚・平衡機能」数が多くなっている。

グラフ2 身体障がいの級別割合

（令和5年3月31日現在）





(3) 知的障がい者の状況

令和5年3月末現在の知的障がい者（療育手帳所持者）数は、88人で横ばい傾向にあります。（表4、グラフ3）

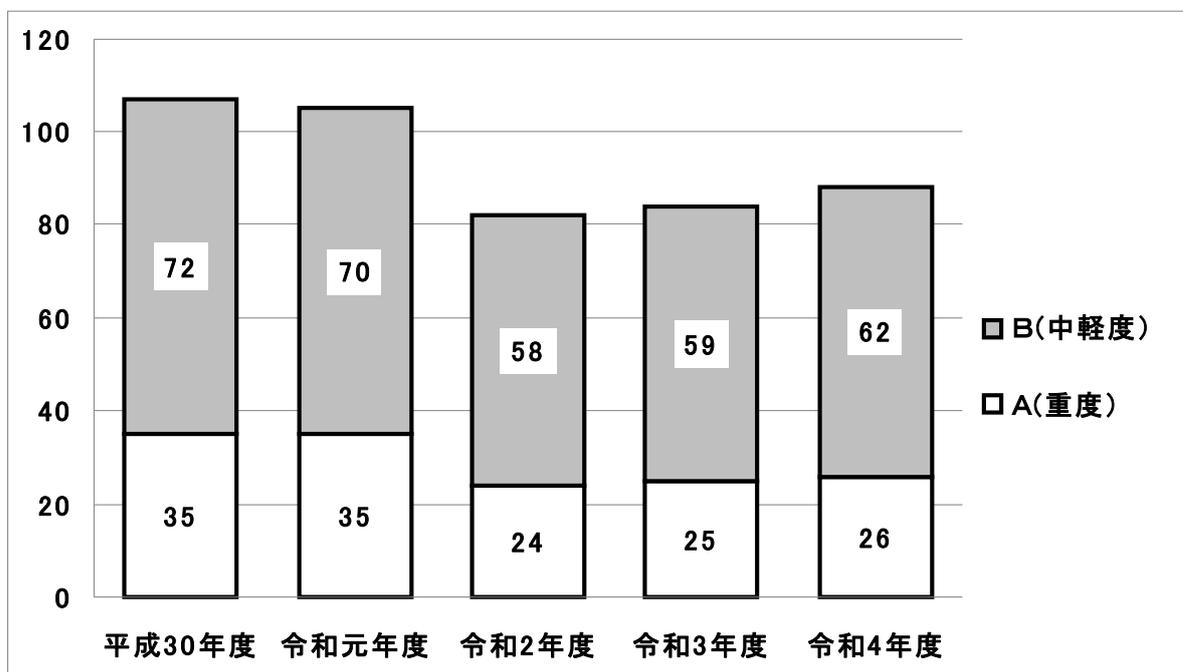
表4 知的障がい者数の推移

（各年度末現在 単位：人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	35	35	24	25	26
B（中軽度）	72	70	58	59	62
合 計	107	105	82	84	88

グラフ3 知的障がい者数の推移

（各年度末現在 単位：人）



(4) 精神障がい者の状況

令和5年3月末現在の精神障がい者数（精神障がい者保健福祉手帳所持者）は38人（表5）、また自立支援医療（精神通院）受給者数は66人（表6）となっており、いずれも横ばい傾向となっています。（グラフ4）

自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は申請をしていないという方などもおり、精神障がい者の人数は手帳所持者数よりも多くなると考えられます。

表5 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

（各年度末現在 単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4	2	2	2	3
2級	27	31	23	18	23
3級	9	4	10	10	12
合計	40	37	35	30	38

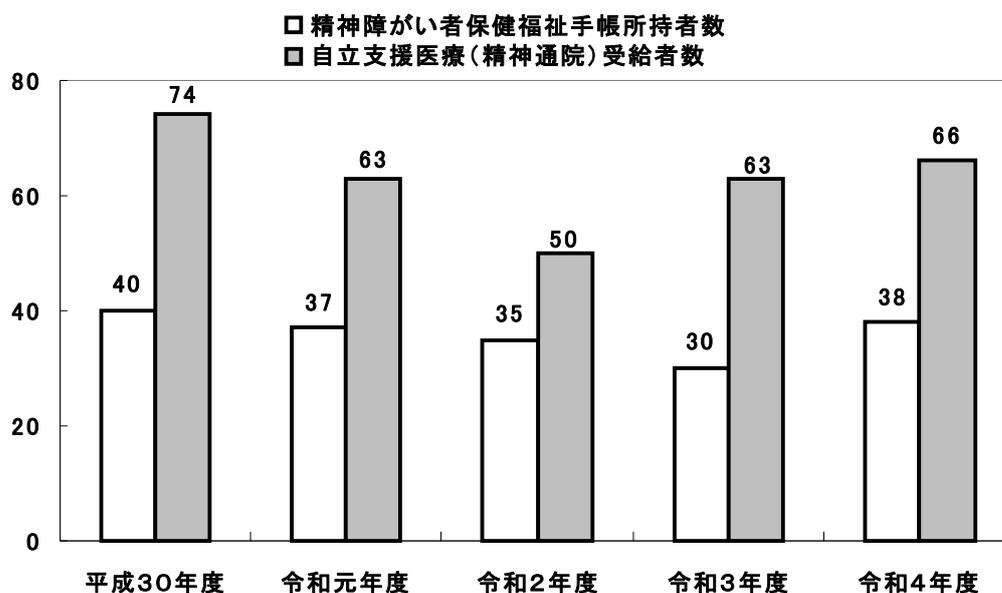
表6 自立支援医療（精神通院）受給者数推移

（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	74	63	50	63	66

グラフ4 精神障がい者数の推移

（各年度末現在 単位：人）



2. 障がい福祉サービス提供事業所の状況

本町の令和5年10月現在の障がい福祉サービス提供事業所は15カ所となっています。（表7）

表7 サービス提供事業所の状況

施設名	設置主体	サービス体系（定員数：人）
訪問介護事業所 新得やすらぎ荘	社会福祉法人 厚生協会	居宅介護事業・重度訪問介護・ コミュニケーション支援事業
わかふじ寮	社会福祉法人 厚生協会	就労継続支援B型（20）・施設入所支援（24） 計画相談支援
第2わかふじ寮	社会福祉法人 厚生協会	生活介護（40）・施設入所支援（40）
わかふじ ワークセンター	社会福祉法人 厚生協会	就労継続支援B型（20）
屈足わかふじ園	社会福祉法人 厚生協会	生活介護（55）・施設入所支援（52） 計画相談支援
短期入所 屈足わかふじ園	社会福祉法人 厚生協会	短期入所（3）
さくらⅠ・Ⅱ・Ⅲ	社会福祉法人 厚生協会	共同生活援助事業（14）
ココロコ十勝	営利法人 株式会社ピークス	就労継続支援A型（10）・ 就労継続支援B型（10）
十勝障がい者総合相談 支援センター	NPO法人十勝障がい者 支援センター	相談支援事業（町委託事業）
ケアプランセンター しんとく社協	社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・ 相談支援事業（町委託事業）
しんとく 訪問介護事業所	社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	居宅介護事業・重度訪問介護・移動支援事業
ちかっと	社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	共同生活援助事業（7）
地域福祉支援センター ちいさな手訪問介護 事業所	NPO法人 地域福祉支援センター ちいさな手	居宅介護事業・重度訪問介護
新得町子ども発達支援 センター	新得町	児童発達支援・放課後等デイサービス・ 保育所等訪問支援・障害児相談支援
共同作業所 かりかち工房	NPO法人 新得町共同作業所 かりかち工房	地域活動支援センター

第3章 基本計画（障がい者基本計画）

1. 基本理念

わたしたちは、新得町の「人」、「自然」、「歴史」、「まち」を愛し、ノーマライゼーションの理念を基本として、障がいのある人もない人も、相互に障がいを理解し、共に生き、障がいがあることによって、差別を受けることのない暮らしやすく、社会参加することができるまちづくりを推進していきます。

■ 基本理念（町障がい者条例第3条第1項）

障がいがある人もない人も一人ひとりが尊重され、ともに生き、ともに参加し、ともに地域で安心して暮らすことができる福祉のまち

2. 基本原則

① 相互理解と共生社会（町障がい者条例第3条第1項第1号）

障がいのある人もない人も、相互に障がいを理解し、共に生きる地域を目指し、「障がいの理解促進」や「合理的配慮の提供」、「権利擁護と差別等の禁止」を進めていきます。

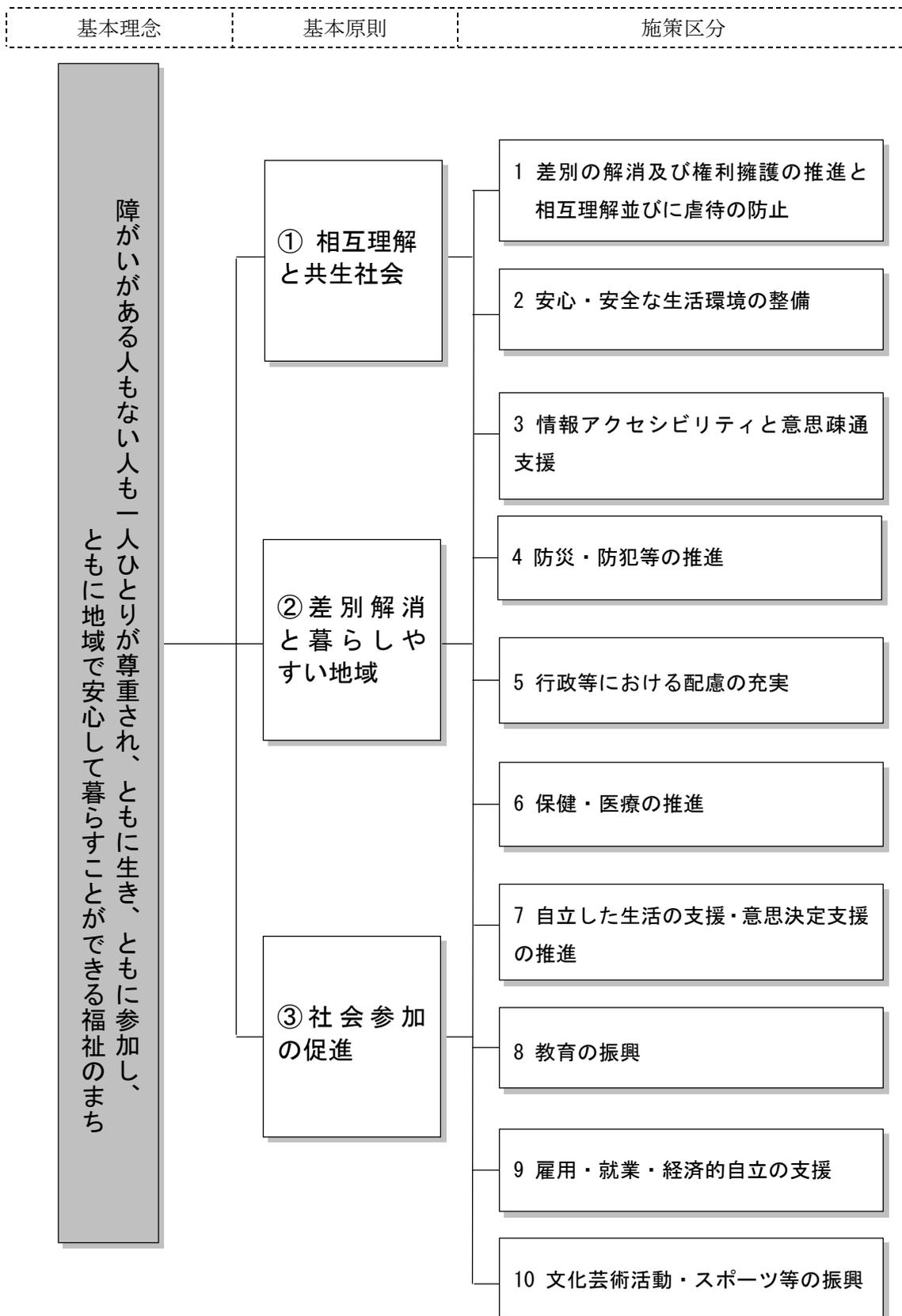
② 差別解消と暮らしやすい地域（町障がい者条例第3条第1項第2号）

障がいがあることによって、差別を受けることのない暮らしやすい地域を目指し、「相談体制の充実」や「地域住民の支援充実」、「生活の場の確保」を進めていきます。また、支援の充実に向け、障がい福祉サービス等の提供を担う人材確保や包括的な支援体制の構築に向けた取組みについても進めていきます。

③ 社会参加の促進（町障がい者条例第3条第1項第3号）

障がいがあっても、社会参加することができる地域を目指し、「スポーツやレクリエーションなどの様々な社会参加の機会」や「意思疎通、情報取得」、「就労支援」など様々な形で社会参加のための支援や配慮の充実を進めていきます。

3. 計画の体系



1 差別の解消及び権利擁護の推進と相互理解並びに虐待の防止

【主な施策の内容】

①障がいを理由とする差別解消の推進

②権利擁護の推進、虐待の防止

③成年後見制度の利用促進

④相互交流の推進

⑤福祉教育・交流及び共同学習・全町教育の推進

⑥広報・啓発活動の推進

⑦手話の普及

2 安心・安全な生活環境の整備

【主な施策の内容】

①住まいのバリアフリー化の推進

②公共施設等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

③移動・交通手段の確保

④住宅の確保

⑤移動しやすい環境の整備等

3 情報アクセシビリティと意思疎通支援

【主な施策の内容】

①情報アクセシビリティの向上

②障がいの特性に配慮した情報提供の充実

③意思疎通支援の充実

④行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

【主な施策の内容】

①防災体制の推進

②緊急時における通勤手段の確保

③消費者トラブルの防止

5 行政等における配慮の充実

【主な施策の内容】

①選挙等における配慮

②行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等

6 保健・医療の推進

【主な施策の内容】

①医療費の負担軽減

②リハビリテーション体制の整備

③保健・医療の充実等

④精神保健・医療の適切な提供等

⑤障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【主な施策の内容】

①障がいの福祉サービス等の提供体制の確保

②相談支援体制の構築

③生活の安定支援

④家族支援の充実

⑤障がい福祉人材の育成・確保

⑥地域移行支援、在宅サービス等の充実

⑦障がい福祉サービスの質の向上等

⑧意思決定支援の推進

⑨障がいのある子どもに対する支援の充実

8 教育の振興

【主な施策の内容】

①障がいの早期発見・療育の推進

②発達障がいのある子どもへの支援推進

③幼児教育・保育の充実

④学校教育の充実

⑤新得高等支援学校への支援

⑥インクルーシブ教育システムの推進

9 雇用・就業・経済的自立の支援

【主な施策の内容】

①就労支援・定着支援体制の拡充

②総合的な就労支援

③福祉施設から一般就労への移行の推進

④福祉的就労の支援

⑤優先調達の推進

⑥障がい者雇用の促進

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【主な施策の内容】

①地域交流の推進

②地域・社会活動への参加促進

③当事者団体への活動支援

④文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

⑤ボランティアとの連携

⑥スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

4. 施策の方向と主要施策

1. 差別の解消及び権利擁護の推進と相互理解並びに虐待の防止

課題

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁*の除去の取り組みについて、行政機関等が必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。
- 障がいのある人に対する権利擁護*の体制整備の充実・強化が求められています。
- アンケート調査では成年後見制度*を知らないという回答が多いことから、体制整備とあわせて更なる周知を進め、適切な利用を促進する必要があります。
- アンケート調査での差別をなくすための取り組みとしては、「地域や学校で、障がいに対する正しい知識を広める普及啓発活動に努める」という回答が多いことから、地域や学校での啓発活動や情報提供の充実により、障がい理解の促進や障がい者差別の解消に努める必要があります。

施策の基本的な考え方

- 町障がい者条例に基づき、障がいのある人もない人も、相互に障がいを理解し、共に生きる地域を目指します。また、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 障害者虐待防止法に基づく障がい者の虐待防止への適切な対応や、権利擁護の体制の充実・強化に向けた取り組みを進めます。
- 地域での啓発活動、学校での福祉教育や交流教育の推進、広報紙やホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動により、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を促進します。

主な施策の内容

① 障がいを理由とする差別解消の推進

- ・ 地域で暮らす障がいのある人に対する暮らしづらさの解消を図るため、「暮らしづらさ解消委員会」の中で、「福祉レター」により障がいのある人をはじめとした住民からの福祉に関する意見等の情報集約を行い、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の取り組みや啓発活動を行うことにより、障がいを理由とする差別の解消に努めます。
- ・ 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としたときに、行政機関や事業者が障がいの特性や場面に応じて、合理的配慮*を行えるよう普及啓発を図ります。

② 権利擁護の推進、虐待の防止

- ・障がいのある人の権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いての「法律相談」や「人権相談」等の相談体制の充実を図ります。
- ・判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- ・権利擁護に対する町民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。
- ・虐待の把握、必要に応じて虐待防止ネットワーク会議を行います。
- ・家族に対する、相談支援体制の充実を図ります。

③ 成年後見制度の利用促進

- ・障がいのある人の人権や、権利を擁護する成年後見制度の利用を促進するため、体制整備に努めます。

④ 相互交流の推進

- ・地域の人々が障がいのあるなしにかかわらず、交流やふれあいができるような体制づくりに努め、相互理解を促進します。

⑤ 福祉教育・交流及び共同学習・全町教育の促進

- ・小中学校における道徳科や総合的な学習の時間などにおいて、障がいについて学ぶ福祉教育、特別支援学級と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習や特別支援学校の理解、地域の様々な町民との触れあいの場でもある全町教育の推進に努めることにより、相互理解の促進や社会性の醸成を図ります。

⑥ 広報・啓発活動の推進

- ・「広報しんとく」や「町のホームページ」など多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいの特性や障がいのある人に対する理解促進を図ります。

⑦ 手話の普及

- ・手話に関する基本条例の基本理念に基づき、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための施策を推進します。

*社会的障壁・*権利擁護・*成年後見制度・*合理的配慮→P78・79に用語の解説を記載しております。

2. 安心・安全な生活環境の整備

課題

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「北海道福祉のまちづくり条例」などが定められ、バリアフリーやユニバーサルデザイン*を取り入れた生活環境づくりが求められています。
- 障がいのある人の移動手段を確保することは、買い物や通院などの日常生活を容易にすることばかりでなく、外出に対する抵抗感をなくし自発的な社会参加にもつながることから、公共交通機関やタクシーなど多様な移動手段を確保する必要があります。
- アンケート調査での「外出時に必要な支援」では、「付き添いや介助者」という回答が多いことから、一人で移動が困難な障がいのある人に対して、移動支援事業や同行援護等により、外出や移動を支援するサービスの提供体制確保に努める必要があります。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人もない人も、すべての人が快適に暮らすことができるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関、公園緑地等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。
- 障がいのある人が様々な活動に容易に参加できるよう、障がいのある人に配慮した多様な移動手段の確保及び外出支援の充実に努めます。

主な施策の内容

- ① 住まいのバリアフリー化の推進
 - ・ 障がいのある人の居住している住宅がより住みやすく、在宅生活が可能となるよう、段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を推進します。
 - ・ 障がいのある人のニーズを踏まえて、町営住宅・グループホームなどの住まいの場の整備への支援を促進します。
- ② 公共施設等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
 - ・ 障がいのある人や高齢者をはじめ町民の誰もが安心して暮らせる、利用しやすい建物や公園、道路標識などの福祉環境の整備を促進するよう努めます。
 - ・ 歩道の段差切り下げや視覚障がい者用誘導ブロックの敷設などを進めるとともに、除排雪の充実に図ります。
 - ・ 施設のバリアフリー化を進め、段差の解消や障がいのある人が使いやすいトイレの設置、専用駐車スペースの確保、車椅子の整備などの配慮に努めます。

- ・民間施設への啓発活動に努めます。

③ 移動・交通手段の確保

- ・公共交通機関を利用する上で制約が多い障がい者及び高齢者等に対して、タクシー乗車券を交付し、外出を促進します。

- ・障がいのある人が社会生活を営む上で乗用車が重要な移動手段となっていることから、自動車の改造や自動車運転免許の取得などの助成を行います。

- ・障がいのある人の希望に添った外出支援を行うことができるよう、移動支援事業や同行支援等の外出を支援するサービスの提供体制の確保に努めます。

- ・障がいのある人の関係団体などが実施する研修会などへの参加を推進するため、町有バスの運行について支援します。

④ 住宅の確保

- ・障がいのある人が地域生活を行う際の居住の場のひとつであるグループホームで安心した生活を送られるよう地域間・事業者間での連携を進めていきます。

- ・除雪サービスや除雪、排雪支援事業の実施により、障がいのある人が冬でも安心して暮らせるように支援します。

⑤ 移動しやすい環境の整備等

- ・障がいのある人や高齢者をはじめ町民の誰もが公共交通機関を利用しやすくするため、設備のバリアフリー化や、乗り場の更なる確保に努められるよう関係機関・事業者働きかけます。

*ユニバーサルデザイン→P78・79に用語の解説を記載しております。

3. 情報アクセシビリティ*と意思疎通支援

課題

- 障がいのある人や高齢者が円滑に情報を取得・利用・発信するため、ICT（情報通信技術）*を活用した情報アクセシビリティの向上が求められています。
- アンケート結果での、日常的に情報を入手している方法としては、「テレビ」「家族等」「広報紙」「携帯電話」が多いことから、障がいのある人やその家族などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じて配慮された情報提供手段の充実が必要です。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報アクセシビリティの向上と意思疎通の支援の充実を図ります。

主な施策の内容

- ① 情報アクセシビリティの向上
 - ・ 誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供など、普及や利用の促進を進めます。
- ② 障がいの特性に配慮した情報提供の充実
 - ・ わかりやすい広報紙・町ホームページの作成、会議、講演会での配慮など、障がいのある人に対応した情報のバリアフリー化を推進します。
 - ・ 障がい福祉サービスを紹介する障がい福祉サービスガイドを作成し、障がいのある人が必要とするサービスの情報提供を行います。
 - ・ 多目的トイレやオストメイト対応トイレ*など障がいのある人に配慮したトイレの町内での設置場所について周知します。
- ③ 意思疎通支援の充実
 - ・ 聴覚障がいがあって、意思疎通が困難な人に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援します。
 - ・ 町内で開催される様々な講演会やイベント等における意思疎通支援制度の利用を促進します。
- ④ 行政情報のアクセシビリティの向上
 - ・ 災害時等に障がい者に対して情報が伝わるように、町防災メール等を活用できるように周知します。

*情報アクセシビリティ・*ICT（情報通信技術）・*オストメイト対応トイレ
→P78・79に用語の解説を記載しております。

4. 防災・防犯等の推進

課題

- アンケート調査での「災害時に必要な支援」では、「避難を判断する際の情報」「避難場所への移動」といった回答が多いことから、避難することが困難な障がいのある人に対する情報の伝達・避難誘導體制の整備や、避難所等での設備の不便さや周りの人に迷惑をかけることを不安に思う人に対する、避難所の受入体制等の整備をしていくことが求められています。
- 消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取り組みが求められています。

施策の基本的な考え方

- 災害時において、障がいのある人が安心して避難し、必要な支援が受けられるよう、一人では迅速に避難ができない避難行動要支援者を把握し、町内会や自主防災組織などの地域住民の協力・連携による支援の充実を図るとともに、障がいのある人やその家族などに対して、障がいの特性に配慮した情報提供や支援体制づくりに努めます。
- 障がいのある人の犯罪被害を未然に防止するため、地域や関係機関との連携強化を図ります。

主な施策の内容

- ① 防災体制の推進
 - ・地震や風水害などの災害時の安否確認などに用いる「避難行動要支援者名簿」を整備し、避難行動要支援者の的確な把握を進めます。
 - ・「災害時避難行動要支援者登録制度」に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、一人ひとりの避難行動要支援者を支援するための個別プランを作成するなど、避難行動要支援者の避難誘導や避難所における介助等の支援体制の充実に努めます。
 - ・災害時に一般の避難所で過ごすことが困難な障がいのある人が、安心して過ごせるよう福祉避難所*を設置します。
- ② 緊急時における通報手段の確保
 - ・緊急時に連絡することが困難な人の住宅に「緊急通報システム」を設置し、急病、災害などの緊急時の通報体制を確保します。
- ③ 消費者トラブルの防止
 - ・知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、悪質訪問販売等の消費者被害にあわないよう、関係機関との連携による啓発や相談体制の充実を図ります。

*福祉避難所→P78 に用語の解説を記載しております。

5. 行政等における配慮の充実

課題

- 障がいのある人が、行政手続や選挙等において利用しやすい環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮を提供することが必要です。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人が、手続等で困ることがないように、合理的配慮および環境の整備に努めます。

主な施策の内容

①選挙等における配慮

- ・ 投票所に仮設スロープを設置するほか、福祉施設等における不在者投票の実施を行い、投票しやすい環境づくりを整備します。

②行政機関における配慮及び障がい者理解の促進

- ・ 障がい特性に応じた、わかりやすい情報の提供および合理的配慮を的確に行うために必要な環境整備に努めます。

6. 保健・医療の推進

課題

- 障がいの多様化、重度化への対応が全国的な課題となっている中、障がいの特性に応じた適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実を図ることや経済的な負担となる医療費の負担の軽減が求められています。
- アンケート調査での「医療やリハビリテーション・福祉サービスについての意見」では、「地域で医療やリハビリテーションを受けられる体制が必要」という意見が多いことから、地域医療体制の整備や通院手段の確保が求められています。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実を図ります。

主な施策の内容

- ① 医療費の負担軽減
 - ・ 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神障がい者に対する通院医療）、重度心身障がい者医療などの公費負担制度の普及を図ります。
- ② リハビリテーション体制の整備
 - ・ 障がいのある人が、医療を終えてからの社会復帰を円滑に進めるため、医療機関等との連携を図り、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対応に努めます。
 - ・ 障がいのある人が、医療機関を退院後も引き続き維持的リハビリテーションに取り組めるよう、自立訓練等の社会復帰のためのサービス提供を推進します。
- ③ 保健・医療の充実等
 - ・ 障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。
- ④ 精神保健・医療の適切な提供
 - ・ 心の相談事業を行い、精神疾患の予防と早期発見に努めます。
 - ・ 学校、企業等においてメンタルヘルスが適切に行われるよう推進します。
- ⑤ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
 - ・ 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児検査、スクリーニング等を適切に行い、疾病等の早期発見、早期の発達支援に繋がります。

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

課題

- アンケート調査での「日常生活における介助の状況」では、「お金の管理」「薬の管理」「外出」「食事の準備や片付け」に一部もしくは全部介助が必要という回答が多いことから、お金の管理に利用できる日常生活支援事業や成年後見制度、薬の管理に利用できる訪問看護、食事介助等を行う居宅介護サービス等、生活全般に支援が必要な方が安心して生活するために、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努める必要があります。
- アンケート調査での「地域生活をするためにあるとよい支援」では、「経済的な負担の軽減」という回答が多いことから、国や北海道、町独自の各種支援制度による経済的な負担軽減策を周知していく必要があります。
- 障がいのある人が多様なサービスを効果的に活用できるように、分かりやすい情報発信・提供や、個々のニーズに適切な対応ができるような各種サービスをコーディネートする機能が求められています。
- 少子高齢化の進行や世帯構成の変化等により、福祉・介護ニーズは多様化、高度化している状況にあり、個々のニーズに対応する福祉・介護人材の質及び量の両面において一層の充実が求められています。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らせるように相談支援事業等を通じて、障がいのある人やその家族などのニーズを把握するとともに、「地域自立支援協議会」を中心に障がい福祉サービス事業者等と連携し、サービスの量的確保及び質的充実に努めます。
- 意思決定支援が必要な人に、情報提供を実施し、適切な支援が受けられる体制の確保に努めます。

主な施策の内容

- ① 障がい福祉サービス等の提供体制の確保
 - ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域、家庭で自立した生活を送ることができるよう、地域におけるサービス提供基盤の整備を推進します。また、強度行動障害や高次能機能障害のように多面的な支援が必要となる人に対しても適切な支援に繋いでいくことがで

きるよう支援体制の充実を図ります。

- ・「住まいの場」や「日中活動の場」といった、機能や目的別にサービスを区分けし、障がいのある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるサービスの提供体制を構築します。

- ・障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを適切に提供します。

- ・障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応など様々な支援を切れ目なく提供できる機能を備えた地域生活支援拠点*の整備や地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討し、障がいのある人の日常生活を支援するための地域のネットワークづくりの構築に努めます。

- ・障がいのある人、高齢者、児童等のすべての人が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会*」の実現に向け、国の動向を注視しながら、サービスの提供体制や支援体制の包括化などを検討します。

② 相談支援体制の構築

- ・障がい者本位のサービス選択・利用を基本として、効果的なサービス利用を図るためのケアマネジメント機能も活用し、地域自立支援協議会を中心に相談支援体制の検証・評価を行いながら、事業者、関係団体との連携を図り、様々な相談に応じ、専門性を兼ね備えた援助等を行えるように相談支援体制の充実を図ります。

- ・発達障がいのある人の保護者へ向けて、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施により支援体制の確保を図ります。

③ 生活の安定支援

- ・障がいのある人の生活安定を図るための障害年金制度、医療費等の助成、NHK受信料減免制度、生活福祉資金の貸付など各種経済的支援制度が円滑に利用されるよう、さらなる周知を進めます。

- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対し、適切な治療・支援の情報提供や関係者会議の開催等により依存症の予防・回復に向けた対策を推進します。

- ・新型コロナウイルス等の感染症に対し、不安の軽減に向けて、必要に応じて相談対応や助言を実施します。

④ 家族支援の充実

- ・障がいのある人を介護している家族の支援や急用の際の対応及び一時的な休息等を図るため、障がいのある子どもの放課後等の預かりや障がいのある人の施設への短期的な入所サービスの充実を図ります。

⑤ 障がい福祉人材の育成・確保

- ・サービス提供事業所の職員人数が不足し、サービスの質が低下することのないように、福祉人材を育成するための資格取得・研修に対する助成制度や社会福祉協議会による奨

学貸付制度の周知や充実、また、新たに人材を確保するための施策を検討し、事業所の人材育成・確保を支援します。

⑥ 域移行支援、在宅サービス等の充実

・在宅サービス等の充実により、地域で生活している障がいのある人のニーズに沿った障がい福祉サービスを提供し、さらに福祉施設に入所している人の地域生活への移行を促進します。

・ヤングケアラーを始めとする家族支援について、障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施し、適切な支援につなげます。

⑦ 障がい福祉サービスの質の向上等

・障がいのある人が個々のニーズに応じて必要なサービスを選択することができるよう事業者との連携を深めるとともに、適切なサービスの支給を進めます。

・障がい福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みの実施体制の構築を検討します。

⑧ 意思決定支援の推進

・自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者等が、本人の自己決定を尊重できるよう中核機関*と連携し、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援が行われることを推進します。

⑨ 障がいのある子どもに対する支援の充実

・医療的ケアが必要な障がい児等に対し、相談に応じ、情報提供や助言、関係機関等への情報提供及び研修の実施を推進します。

*地域生活支援拠点・*地域共生社会・*中核機関→P78・79に用語の解説を記載しております。

8. 教育の振興

課題

- 障がいの早期発見・早期療育からその後の保育や教育、成人に至るまで、ライフステージを通じた切れ目のない支援が提供されるよう、関係機関が相互に連携し、支援を実施していくよう努める必要があります。
- 本人・家族のニーズを的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、地域全体での連携を含めた発達支援事業の整備に努める必要があります。
- 平成28年度に開校した新得高等支援学校生徒の在学中及び卒業後の支援を含め、地域の受け入れ体制の整備が必要です。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システム*の推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫・継続して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。
また、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

主な施策の内容

- ① 障がいの早期発見・療育の推進
 - ・ 障がいの早期発見・早期支援につながるよう、今後さらに乳幼児健康診査や相談事業、親子ひろば、小集団支援等の母子保健・子育て支援施策の充実を図り、保護者の支援を進めます。
- ② 発達障がい*のある子どもへの支援推進
 - ・ 子ども発達支援センターを中心に、健診時の発達相談、所属所への訪問指導、個別療育等を行い、早期発見・早期療育に努めます。
 - ・ 子ども発達支援センターがもつ地域支援機能を強化し、発達障がいのある子どもの地域生活への参加や包容（インクルージョン）を進めます。
 - ・ 発達障がいのある子どもや、その家庭が抱えている悩みや不安について、相談支援体制の充実を図ります。
 - ・ 関係機関が連携を図ることで、心身の発達段階や年齢に応じた支援を地域で一貫・継続して取り組むことができるよう、支援の充実を図ります。

- ・発達障がいのある子どもへの正しい理解を図るため、啓発活動を推進します。
- ・難聴児への支援体制の確保に向けて、特別支援学校の教育相談等を活用します。
- ・重度心身障がい児や医療的ケア児等の特別な支援が必要な子どもの人数やニーズを把握し、あわせて近隣地域を含めて支援体制の現状把握に努めます。
- ・医療的ケア児に対し、入退院等の場面や各発達段階に応じて、専門的視点からの支援体制を確保します。

③ 幼児教育・保育の充実

- ・障がいのある子どもが住み慣れた地域・家庭で安心して暮らし、子ども同士がふれあうことで互いに成長し合えるよう、保育所・幼稚園で安心して生活できるための環境整備を行います。

④ 学校教育の充実

- ・教育・福祉・医療等の関係分野間の連携を図り、本人及び保護者の意向や障がいの状況等を踏まえ、個別の教育的ニーズに応えられるよう体制整備の充実に努めます。また、長期的な視点で障がいのある児童生徒の教育的支援を行うため、「しんとくサポートファイル*」を活用し、一貫した指導・支援を図ります。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行う体制を整備し、適切な指導を行えるよう努めます。

⑤ 新得高等支援学校への支援

- ・新得高等支援学校に就学する生徒のための通学バスの運行支援や町内実習先へのバス送迎による移動手段の確保、学校給食の提供など、高等支援学校の振興に関する支援を継続します。
- ・町及び町内企業等において、高等支援学校からの生徒の職場実習を受け入れ、就労体験の機会を設けるとともに、町内への就労推進に向けた支援を行います。

⑥ インクルーシブ教育システムの推進

- ・医療・保健・福祉と連携の下、本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実に図ります。
- ・障がいのある子どもが学校等において、合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援が受けられるとともに、通級による指導等により障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられる体制（インクルーシブ教育システム）を推進します。

*インクルーシブ教育システム・*発達障がい・*しんとくサポートファイル
→P78・79に用語の解説を記載しております。

9. 雇用・就業・経済的自立の支援

課題

- アンケート調査での「就労支援に必要なこと」の回答では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が多いことから、職場における障がいのある人に対する理解が促進され、適切な配慮がなされるよう啓発活動に努める必要があります。また、「通勤手段の確保」という回答も多いことから検討が必要です。
- 一般就労が困難な障がいのある人には、自立した生活が送れるよう、個々の能力や適性に合った福祉的就労の場を確保していくことが必要です。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、福祉関係機関、教育機関、企業等との連携強化を図り、障がいのある人の雇用の促進や就労の定着・福祉的就労の充実を図ります。

主な施策の内容

- ① 就労支援・定着支援体制の拡充
 - ・地域自立支援協議会を中心に、雇用・就労の促進と就労の定着に向けて、教育機関、公共職業安定所、福祉関係機関、保健・医療機関及び企業等の連携とネットワークの充実・強化を図ります。
 - ・障がいのある人の雇用の拡大のために、障がいのある人に対する日中活動・就労の場を確保することや、ニーズに応じた就労継続支援事業所の充実を促進します。
 - ・障がいのある人の介助・支援にあたっている家族が就労できる時間を確保するために、日中一時支援等の充実を図ります。
- ② 総合的な就労支援
 - ・働く意欲がある障がいのある人に対し、町や町内企業での職場実習の機会の確保を図ります。
- ③ 福祉施設から一般就労への移行の推進
 - ・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、施設利用者が積極的に職場訓練等に臨むことができる仕組みづくりを地域自立支援協議会等で検討していきます。
- ④ 福祉的就労*の支援
 - ・障がいの程度により一般就労が難しい場合、症状や障がいの特性に配慮され働けるよう、就労継続支援事業所などへの利用を支援します。
- ⑤ 優先調達の推進

- ・地域活動支援センターや就労継続支援事業所等で製作した物品等の購入や役務の提供について、優先的に調達するよう推進します。

⑥ 障がい者雇用の促進

- ・「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、役場において障がいのある人の雇用の推進を図ります。

- ・雇用主や障がいの人に対する障がいへの理解と認識を深め、雇用の促進が図られるよう企業等への情報提供および事例研修を行い、それぞれの特性に応じて多様な就業の機会を確保できるように努めます。

*福祉的就労→P78・79に用語の解説を記載しております。

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

課題

- アンケート調査での地域の行事参加状況では、「参加したことない」という回答が多いことから、障がいのある人が参加しやすいような行事や周知方法を検討する必要があります。また、「町内会活動」に参加しているという回答もあり、町内会活動は障がい者の社会参加に重要な役割を担っています。
- スポーツや文化芸術活動は、機能回復や健康・体力の維持増進のほか、障がいのある人に対する理解や町民との交流を深めるために大きな役割を果たしていることから、町民大学などの各種教室の充実やボランティアの活用が求められています。

施策の基本的な考え方

- 障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションといった活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。

主な施策の内容

- ① 地域交流の推進
 - ・ 地域や町内会などの行事、イベント等に、障がいのある人が社会を構成する一員として、地域の住民とともに気軽に参加し、交流することができるよう、主催者に対して運営や開催方法などについて必要な配慮の周知に努めます。
- ② 地域・社会活動への参加促進
 - ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳及び要約筆記などのコミュニケーションや移動に関する支援体制の充実を図ります。
 - ・ 障がいのある人の各種行事などへの参加を促進するため、行事の開催案内や内容などに関して、障がいの特性に応じて配慮された情報提供に努めます。
- ③ 当事者団体への活動支援
 - ・ 障がいのある人同士の問題解決や交流等を促進するため、障がい者団体の主体的な活動を支援します。
- ④ スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動・生涯学習の推進
 - ・ 障がいのある人の健康維持や交流などを図るための各種スポーツ教室やレクリエーション行事の充実を図ります。
 - ・ 障がいのある人の芸術、文化行事に参加する機会を拡充するほか、各種講演会などにおける意思疎通支援制度の利用促進により、障がいのある人の文化芸術活動や生涯学習の促進に努めます。

- ・ 公共施設や会場における合理的配慮により、学習活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

⑤ ボランティアとの連携

- ・ 障がいのある人が気軽にスポーツや文化芸術活動に参加できる環境整備を進めるため、関係機関と連携を図り、ボランティアの養成や活動への支援の充実に努めます。

⑥ スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係わる取組の推進

- ・ 障害者スポーツ大会の実施や、デフリンピックの周知を行い、障がいのある人もない人も障害者スポーツに親しめるような取組を推進します。

第4章 実施計画（障がい者福祉計画・障がい児福祉計画）

1. 計画の内容

- ・ 障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、地域生活支援拠点整備に必要な、「基幹相談支援センターの整備」の検討や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和8年度の成果目標を定めます。なお、成果目標については、国の基本指針で示す目標値や北海道の成果目標、これまでの実績等を踏まえて定めます。
- ・ 令和10年度までにおける共同生活援助（グループホーム）の整備見込量を定めます。
- ・ 令和6年度から令和10年度までの各年度における、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、子ども発達支援事業等のサービス見込量を定めます。なお、サービス見込量については、令和4年度の実績や障がいのある人等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を踏まえて算出します。

2. 令和8年度の成果目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

● 国の基本指針及び北海道の成果目標

基本指針では、令和8年度における施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとしておりますが、北海道の成果目標では、3.7%と設定されています。また、地域生活移行者数については、基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標としておりますが、北海道の成果目標では2.5%に設定されています。

◎ 新得町の成果目標

本町では、令和8年度の入所者数を36人、令和4年度末時点からの入所者削減数1人（2.7%減）を目標として取り組みます。

また、令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までの間にグループホームなど地域生活への移行者数は1人（2.7%）を目標として取り組みます。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行目標】

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数（人）	37	
令和8年度の地域生活移行者数（人）	1	上記施設入所者数の2.7%
令和8年度の減少見込数（人）	2	上記施設入所者数の5.4%減

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

① 福祉施設から一般就労への移行

● 国の基本指針及び北海道の成果目標

基本指針では、令和8年度の一般就労移行者数を令和3年度の一般就労移行者数の1.28倍以上に増加させることを目標としており、北海道の成果目標は国の指針に基づき、1.28倍に設定されています。また併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとされており、基本指針ではそれぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指しており、北海道の成果目標でも、基本指針に基づき目標値の設定がされています。

◎ 新得町の成果目標

本町では、令和3年度末の実績は1人でしたので、令和8年度においても1人を目標として取り組みます。

【福祉施設から一般就労への移行目標】

項目	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数(人)	1	令和3年度において福祉施設から一般就労した人数
令和8年度の年間一般就労移行者数(人)	1	令和8年度において福祉施設から一般就労した人数
	0	就労移行支援事業から一般就労した人数
	1	就労継続支援A型事業から一般就労した人数
	0	就労継続支援B型事業から一般就労した人数

② 就労定着支援事業による職場定着率

● 国の基本指針及び北海道の成果目標

基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標としており、北海道においても同様に設定されています。

◎ 新得町の成果目標

本町では、国の基本指針及び北海道の成果目標を参考とし、現状を踏まえたうえで、令和8年度における職場定着率7割以上を目標とします。(就労定着支援事業利用者がいる場合)

【就労定着支援事業による職場定着率】

項 目	数 値	備 考
令和3年度 (就労定着支援事業利用者0人)	—	
令和8年度の就労定着支援事業による 職場定着率 (%)	70	令和3年度末における就労定着 支援事業による支援を開始した 時点から1年後の職場定着率

(3) 基幹相談支援センターの整備

● 国の基本指針及び北海道の成果目標

基本指針では、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つの地域生活支援拠点および基幹相談支援センターを整備することを目標としており、北海道の成果目標も同様となっております。

◎ 新得町の成果目標

国や北海道の動向を注視するとともに、十勝圏域における広域連携を図りながら、地域自立支援協議会などで地域生活支援拠点整備に向けた基幹相談支援センターの必要性を含めて検討を進めます。

【基幹相談支援センターの整備】

項 目	数 値	備 考
基幹相談支援センターの整備 (箇所数)	1	広域連携含む

3. 整備見込量

(1) 共同生活援助（グループホーム）の整備

本町における現在のグループホームの整備数は4棟(定員21名)となっており、今後も同じ水準を維持します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定員数(人)	21	21	21	21	21

4. サービス見込量

(1) 指定障がい福祉サービス

① 日中活動系サービス

a. 療養介護

事業内容

病院等において、食事や入浴等の介護、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけや聞き取り等のコミュニケーション支援などを通じて、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1

b. 生活介護

事業内容

障がい者支援施設において、常に介護の支援が必要な障がいのある人に対して、主として日中に食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	40	40	40	40	40
利用量 (人日/月)	880	880	880	880	880

c. 自立訓練（機能訓練）

事業内容

身体に障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、一定の期間における身体機能・生活能力の維持、向上等のために、身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0

d. 自立訓練（生活訓練）

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設や障害福祉サービス事業所等で入浴や食事等に関する自立した日常生活を営むために、必要な訓練や生活等に関する相談・助言などの支援を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0

e. 就労移行支援

事業内容

一般就労を希望する人に作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場定職のための支援、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練等を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0

f. 就労継続支援（A型）

事業内容

一般就労に結びつかない人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5
利用量 (人日/月)	110	110	110	110	110

g. 就労継続支援（B型）

事業内容

一般就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	55	55	55	55	55
利用量 (人日/月)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210

h. 就労定着支援

事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じた生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

i. 短期入所（福祉型、医療型）

事業内容

介護を行う人が病気になったときなどに、施設等において短期間、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。短期入所には、障がい者支援施設でサービスの提供を行う「福祉型」と病院や診療所でサービスの提供を行う「医療型」があります。

【見込量（福祉型）】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2
利用量 (人日/月)	14	14	14	14	14

【見込量（医療型）】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0

② 居住系サービス

a. 自立生活援助

事業内容

障がい者支援施設等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、生活能力等を補う観点から巡回訪問により適切な支援を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

b. 共同生活援助（グループホーム）

事業内容

主として夜間において、共同生活を行う住まいの場で相談や入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活支援を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	36	36	36	36	36

c. 施設入所支援

事業内容

主として夜間において、施設入所者に対して入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	41	41	40	40	40

③ 訪問系サービス

a. 居宅介護（ホームヘルプ）

事業内容

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用時間数 (時間/月)	8	8	8	8	8
利用者数 (人/月)	16	16	16	16	16

b. 重度訪問介護

事業内容

重度の肢体不自由又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

c. 同行援護

事業内容

視覚に障がいがある、移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護などを行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

d. 行動援護

事業内容

知的又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、外出時の排せつや食事の介護及び必要な支援を行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

e. 重度障害者等包括支援

事業内容

常に介護が必要な重度の障がいのある人で意思疎通に著しい支障のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量】

《事業所所在地：町外》

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

事業内容

障がい福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画を作成するなど、サービス事業者との連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	120	120	120	120	120

② 地域相談支援

a. 地域移行支援

事業内容

施設に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保や地域生活への移行に関して相談や援助などを行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1

b. 地域定着支援

事業内容

一人暮らしをしている人などに、常に連絡が可能な体制を確保して、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等の対応や相談などを行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1

(3) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

事業内容

町民に対して、障がいのある人の理解を深めるための研修や啓発などを行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施の有無	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

事業内容

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施の有無	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

事業内容

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、家族などからの相談に対して必要な情報提供や助言を行い、事業者等の連絡調整などを総合的に提供します。

【見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	有	有
相談支援機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度の利用する場合に、申立てに要する費用や後見人等の報酬を用意できない人に対して助成します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人/年度	1	1	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

成年後見制度の利用を促進する観点から、法人後見を担うための関係者への研修等を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施の有無	有	有	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

事業内容

手話通訳者や話の内容をその場で文字にする要約筆記者を派遣し、聴覚に障がいのある人への意思疎通の確保を図ります。

【見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年度	60	60	60	60	60
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付事業

事業内容

日常生活の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対して、障がいの種別と程度に応じて日常生活用具を給付します。

【見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
介護・訓練支援用具	件/年度	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年度	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年度	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年度	10	10	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年度	100	100	100	100	100
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年度	1	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業内容

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得するための養成研修を実施します。

【見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
手話奉仕員養成	人/年度	1	1	1	1	1

⑨ 移動支援事業

事業内容

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行います。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人/年度	1	1	1	1	1
時間/年度	100	100	100	100	100

⑩ 地域活動支援センター事業

事業内容

社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の場を提供します。

【見込量】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域活動支援センター						
自市町村	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	13	13	13	13	13
他市町村	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0

(4) 地域活動支援事業 (任意事業)

① 日中一時支援事業

事業内容

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
箇所数	1	1	1	1	1
人/年度	1	1	1	1	1

② 自動車運転免許取得費助成事業

事業内容

障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、自動車運転免許証の取得に必要な費用の一部を助成します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人/年度	1	1	1	1	1

③ 自動車改造費助成事業

事業内容

身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人/年度	1	1	1	1	1

(5) 地域生活を支援するその他の事業

① 心身障がい児等通園費助成

事業内容

心身に障がいのある児童の機能回復訓練を行う施設への通園費や精神障がいのある方の社会復帰施設等への通所に要する交通費を助成します。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	7	7	7	7	7

② 障がい者短期入所事業

事業内容

障がい福祉サービスを利用していない障がいのある方で、介護を行う方が疾病・冠婚葬祭等の理由により介護を行えない場合において、一時的に町内の福祉施設に入所して日常生活上の支援をします。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	10	10	10	10	10

③ 障がい者生活サポート事業

事業内容

障がい福祉サービスを利用していない障がいのある方で、介護を行う方が疾病等の理由により介護を行えない場合において、登録介護者が代わりに介護することにより、介護者の負担軽減を図ります。

【見込量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	10	10	10	10	10

④ 福祉交通費助成事業

事業内容

在宅の障がい者に対し、タクシー運賃の一部を助成します。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	50	50	50	50	50

⑤ 家族介護手当支給事業

事業内容

在宅で介護する方に対し、介護の負担軽減を図るため手当を支給します。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支給人員(人)	3	3	3	3	3
支給金額 (千円)	360	360	360	360	360

⑥ 布団乾燥サービス事業

事業内容

在宅の障がい者世帯等に対し、居宅を訪問して布団乾燥サービスを実施します。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	12	12	12	12	12

⑦ 除雪サービス事業

事業内容

重度の障がい者世帯で自力および家族のみで除雪が困難な世帯に対し、ボランティアを派遣し、玄関先などの除雪を行います。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	4	4	4	4	4

⑧ 緊急通報システム設置事業

事業内容

在宅の障がい者の世帯等に対し、急病、災害などの緊急時の連絡体制を確保し、日常生活における不安を解消するため、緊急通報機器を設置します。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支給人員(人)	1	1	1	1	1

⑨ 配食サービス事業

事業内容

在宅の障がい者の世帯等に対し、居宅を訪問して食事を提供し、また、利用者の安否を確認し異常があったときは、関係機関に連絡等を行います。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	50	50	50	50	50

⑩ 在宅寝たきり者等介護用品費助成事業

事業内容

寝たきりの障がい者等の世帯に対し、日常生活を支援するため介護用品（紙おむつ等）費を助成します。

【見込量】 *高齢者を除いた見込量

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1
延べ人員(人)	12	12	12	12	12

(6) 新得町子ども発達支援センター事業

障がい児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、子ども発達支援センターを設置しています。

発達支援センターは、(1)心身の発達に関する相談事業、(2)心身の発達に関する指導、療育等の支援を行う事業、(3)心身の発達の支援に関するサービスの調整事業、(4)心身の発達、障がい等に関する研修、啓発等事業、(5)児童発達支援事業、(6)放課後等デイサービス事業、(7)保育所等訪問支援事業、(8)障がい児相談支援事業、(9)その他必要と認めた事業を行っています。

① 児童発達支援 (のびのび)

事業内容

未就学児を対象として、日常生活の基本的な動作の指導、知的技能付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【見込み量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数(人)	15	15	15	15	15
利用量 (人日/月)	45	45	45	45	45

② 放課後等デイサービス（ぱれっと）

事業内容

就学児に対して、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

【見込み量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数(人)	15	15	15	15	15
利用量 (人日/月)	45	45	45	45	45

③ 保育所等訪問支援事業

事業内容

保育所等（保育所、幼稚園、小学校等）を利用中の児童に対して、集団における生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。

【見込み量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数(人)	1	1	1	1	1
利用量 (人日/月)	2	2	2	2	2

④ 障害児相談支援事業

事業内容

障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。

【見込み量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実利用者数 (人)	30	30	30	30	30

⑤ 乳幼児期巡回発達相談、学齢期巡回発達相談

事業内容

発達のご案内になる児童を支援するため、保護者及び支援者に対して、児の特徴を共有し、それに応じた関わりができるよう支援を行っています。

【見込み量】

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援延件数 (件)	45	45	45	45	45

⑥ 発達相談、心理検査、地域コーディネート

事業内容

発達の遅れや障がい特性に起因した育ちや暮らしの困難さなどを主訴として、保護者や保育所（園）、幼稚園、学校等からの相談希望に対して、発達評価や学校・家庭生活支援等を中心に相談支援を行っています。

【見込み量】 相談対応、ケース会議、発達評価の総数（個別療育通室児を除く）

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援延件数 (件)	100	100	100	100	100